

継続

原議保存期間	3年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 丁 暴 発 第 1 2 3 号
平 成 3 1 年 3 月 1 9 日
警 察 庁 刑 事 局 組 織 犯 罪 対 策 部
暴 力 団 対 策 課 長

高速3会社が発注する公共工事からの暴力団排除の推進について（通達）

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（以下「高速3会社」という。）が発注する公共工事からの暴力団排除については、これまで「東日本高速道路株式会社等各支社発注の公共工事からの暴力団排除の推進について」（平成20年2月20日付け警察庁丁暴発第23号）に基づいて推進してきたが、今般、警察庁と高速3会社が、下記のとおり合意書を締結し、平成25年4月15日から運用を開始することとしたので、各都道府県警察にあっては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「東日本高速道路株式会社等各支社発注の公共工事からの暴力団排除の推進について」（平成20年2月20日付け警察庁丁暴発第23号）は廃止する。

記

1 趣旨

高速3会社は、平成17年10月1日、日本道路公団の民営化に伴って、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）を根拠として設立された民間法人であり、発注工事の原資は、料金収入や社債等の自社調達資金である。

しかし、高速道路の新設及び改築は、道路整備特別措置法第3条の規定に基づき、国土交通大臣の許可が必要であるなど、高速3会社の業務には高い公益性が認められる上、工事実績も高額であることから、資金源対策上、暴力団排除の必要性が高い。

また、高速3会社が行う建設工事は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号、以下「法」という。）によって「公共工事」として位置づけられており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成23年8月9日閣議決定）では、公共工事の適正化を図るため、国や地方公共団体と同様の取組みを行うことが求められている（注1）。

注1 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

○ 適正化指針の基本的考え方（抜粋）

公共工事に対する国民の信頼は、公共工事の入札及び契約の適正化が各省各庁の長等を通じて統一的、整合的に行われることによって初めて確保しうるものである。また、公共工事の発注は、国、特殊法人等及び地方公共団体といった様々な主体によって行われているが、その受注者はいずれも建設業者であって、公共工事に係る不正行為の防止

に関する建設業者の意識の確立と建設業の健全な発達を図る上では、各発注者が統一的、整合的に入札及び契約の適正化を図っていくことが不可欠である。

2 合意書の内容

別添「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う公共工事からの暴力団関係企業等の排除に関する合意書」のとおり。

3 合意書に基づく連携の仕組み

(1) 照会・回答の手続

高速3会社の支社長は、「競争参加資格があると認定した法人等」、「取引相手先」及び「当該法人等又は取引相手先と下請契約を締結している相手方」（以下「資格登録者等」という。）について、排除措置の対象となる法人等に該当するか否かを確認する必要があるときは、当該支社の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した照会書（合意書別記様式第1号）により照会を行うので、照会を受けた暴力団対策主管課長は、確認の上、速やかに回答書（合意書別記様式第2号）により回答すること。

(2) 通知の手続

暴力団対策主管課長は、前記(1)の照会を受けていない場合でも、資格登録者等が排除措置の対象となる法人等であると認める事実を確認したときは、速やかに通知書（合意書別記様式第3号）により通知すること。

なお、この場合の通知先は、最適な通知先が判然としない場合が多いことを考慮して、「最寄りの支社長」としたが、必要に応じて個別に協議を行い、最適と判断される支社長に通知するよう配慮すること。

(3) 通報報告制度

ア 不当介入の通報を受けた場合

警察において通報報告制度に基づく不当介入の通報を受けた場合は、その内容に応じて、受注者に対処要領を教示するほか、違法及び不当行為に対しては、迅速かつ確実な取締りを実施するとともに、受注者及び発注機関の役職員その他関係者の保護対策等を徹底すること。

イ 警察への通報を怠ったと認められる場合

暴力団対策主管課長は、不当介入を受けた受注者が、正当な理由なく警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合は、発注者に書面（合意書別記様式第4号）により通知すること。

4 留意事項

(1) 都道府県警察間の連携

前記3(1)については、高速3会社の各支社の所在地を管轄する都道府県警察に対して照会が行われるが、当該照会を受理した都道府県警察から暴力団情報の登録等に関して問い合わせを受けた場合には、連携の上、対応すること。

(2) 対象事業の限定

高速3会社は、公共工事以外にも、サービスエリア・パーキングエリアの管理運営やトラックターミナル事業、宿泊事業など広範多岐にわたる事業を展開しているもの

の、本合意書の対象事業は、法に基づく「公共工事」である。

よって、公共工事以外の事業に関する質疑については、これまで同様、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成23年12月22日付け警察庁丙組企分発第42号、丙組暴発第19号）に基づき、必要な範囲で適切に情報提供を行うこと。

(3) 高速3会社との連携強化

各都道府県警察においては、これまでも高速3会社と不当要求防止連絡協議会等を通じて連携を図ってきたところであり、本合意書の締結により、暴力団排除に向けた連携を一層強化すること。

5 質疑

本件に関する質疑は、下記担当者宛て行うこと。

担当者

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課

課長補佐 阿部警視 800-4553

暴排係長 前川警部 800-4562

暴排係長 小林警部 800-4564

【継続措置状況】

初回発出日：平成25年4月1日

（有効期間：平成31年3月31日）

別添

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社
が行う公共工事からの暴力団関係企業等の排除に関する合意書

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「高速3会社」という。）が行う公共工事から暴力団関係企業等の排除を徹底するため、警察庁と高速3会社とは、相互の連絡協議体制の確立について、下記のとおり合意する。

記

1 排除措置の対象及び措置の内容

(1) 排除措置の対象となる法人等（個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

ア 役員等（個人にあつてはその者、法人にあつては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

(2) 高速3会社は、競争参加資格があると認定した法人等又は取引相手先若しくは当該法人等又は取引相手先と下請契約を締結している相手方（以下「資格登録者等」という。）について、警察庁から前記（1）に該当する法人等であるとして排除要請があったときは、速やかに必要な排除措置を講じるものとする。

2 照会・回答・通知の手続

(1) 高速3会社の各支社長（以下「各支社長」という。）は、資格登録者等が排除措置の対象となる法人等に該当するか否かについて、各支社の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策主管課長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、参考となる資料を添付した書面（別記様式第1号）により照会できるものとする。

- (2) 暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会を受けたときは、排除措置の対象となる法人等に該当するか否かについて確認を行い、速やかに書面(別記様式第2号)により照会元に回答するものとする。
- (3) 暴力団対策主管課長は、前記(1)による照会を受けていない場合でも、資格登録者等が排除措置の対象となる法人等であると認める事実を確認したときは、最寄りの支社長に対し、速やかに書面(別記様式第3号)により通知するものとする。
- (4) 前記(2)及び(3)により、暴力団対策主管課長から「排除措置の対象となる法人等に該当する」旨の回答又は通知を受けたときは、これを警察からの排除要請とみなす。

3 不当介入を受けた場合の通報報告

- (1) 各支社長は、受注者と公共工事に係る契約を締結するにあたり、当該受注者に対し、暴力団又は暴力団員による不当要求又は業務妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合の対処として、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと(以下「警察への通報等」という。)並びに当該公共工事の発注者に報告を行うことを義務付けるものとする。
- (2) 前記(1)の通報を受けた警視庁又は道府県警察本部は、当該受注者に対し、その内容に応じて、対処要領を教示するとともに、違法及び不当行為については、迅速かつ確実な取締りを実施するほか、当該受注者、発注者の役職員その他関係者の保護対策等を徹底するものとする。
- (3) 暴力団対策主管課長は、受注者が公共工事において暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認められる事案を認知した場合には、速やかに書面(別記様式第4号)により発注者に通知するものとする。
- (4) 各支社長は、受注者が公共工事において暴力団又は暴力団員による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等を怠ったと認めた場合は、当該受注者に対して、警告、注意喚起等、必要な措置を講じるものとする。

4 その他

- (1) 暴力団対策主管課長及び各支社長は、この合意書を運用する際に取得した情報を適正に管理するものとし、当該情報をこの合意書に定める目的以外には使用しないものとする。
- (2) この合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上決定するものとする。

この合意書の成立を証するため、本書4通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

平成25年3月29日

警察庁刑事局組織犯罪対策部

暴力団対策課長 露木康浩 印

東日本高速道路株式会社

総務・経理本部経理財務部長 戸間佳史 印

中日本高速道路株式会社

総務本部調達・契約部長 小柳健 印

西日本高速道路株式会社

財務部長 中野浩平 印

別記様式第1号

文書番号

平成 年 月 日

警視庁又は道府県警察本部
暴力団対策主管課長 殿

(東・中・西) 日本高速道路株式会社

〇〇支社長

照 会 書

下記の法人等が、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う公共工事からの暴力団関係企業等の排除に関する合意書」の1(1)に定める排除措置の対象となる法人等に該当するか否かについて、同合意書2(1)に基づき照会します。

記

商号又は名称				
所在地				
漢字氏名	カナ氏名	生年月日	性別	役職
備考				

担当 ●●課 電話

氏名

別記様式第2号

文 書 番 号

平成 年 月 日

(東・中・西) 日本高速道路株式会社

〇〇支社長 殿

警視庁又は道府県警察本部

暴力団対策主管課長

回 答 書

平成 年 月 日付け(文書番号)で照会のあった件については、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う公共工事からの暴力団関係企業等の排除に関する合意書」2(2)に基づき、下記のとおり回答します。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
回答事項	上記の法人等は、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う公共工事からの暴力団関係企業等の排除に関する合意書」の1(1) <input type="checkbox"/> () に該当する。 <input type="checkbox"/> に該当しない。
備考	

文 書 番 号

平成 年 月 日

(東・中・西) 日本高速道路株式会社

〇〇支社長 殿

警視庁又は道府県警察本部
暴力団対策主管課長

通 知 書

下記の法人等は、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う公共工事からの暴力団関係企業等の排除に関する合意書」の1

(1) ●に該当するので、同合意書2(3)に基づき通知します。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
備考	

別記様式第4号

文書番号

平成 年 月 日

(東・中・西) 日本高速道路株式会社

〇〇支社長 殿

警視庁又は道府県警察本部
暴力団対策主管課長

公共工事における暴力団員等による不当介入について受注者が警察への通報等を怠ったと認められる事案について (通知)

貴社発注の公共工事に係る契約の受注者が、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、〇〇警察への通報等を怠ったと認められたため「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が行う公共工事からの暴力団関係企業等の排除に関する合意書」の3 (3) に基づき、別紙のとおり通知します。

別 紙

取扱警察

県警察本部
課

受注者	所在地 () -
	名称
	代表者等 () -
不当介入に係る行為者	住所 氏名
発生日時・場所 工 事 件 名	平成 年 月 日 時 分頃 工事件名
受注者からの通報、 捜査上必要な協力を 得られなかった事案 (不当介入の内容・ 被害の状況)	
受注者の通報、捜査 上必要な協力につい ての対応状況	